

21 ストーカー対策

◆ストーカー規制法

悪質なつきまとい、嫌がらせなどの行為を取り締まるため、平成12年に「ストーカー行為等の規制に関する法律(ストーカー規制法)」が施行されました。

◆ストーカーとは・・・

ストーカー規制法において、規制の対象となるのは「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つです。

＜つきまとい等＞

特定の者に対する恋愛感情等の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族に対して行う以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定しています。

- ①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ②監視していると告げる行為
- ③面会・交際の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ
- ⑥汚物等の送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害

＜ストーカー行為＞

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定しています。

◆対策

- ①住所や電話番号等の個人情報、しっかりと管理しましょう。
- ②外出時は明るい道を歩き、防犯ブザー等を携帯しましょう。
- ③電話による被害には、番号表示等電話会社のサービスを利用しましょう。
- ④犯罪として立証する為には証拠が必要です。些細なことでも時刻や内容を記録しておきましょう。

◆ストーカー被害にあったら

ストーカー行為は次第にエスカレートし、凶悪犯罪に発展する恐れがありますので、早期解決が必要です。被害と思われる行為を受けたら、迷わずすぐに下記に通報・相談してください。

◆相談機関

＜福井県警察本部＞ 被害の緊急通報：110番

相談機関	電話番号
警察総合相談室	0776-26-9110
女性被害相談電話 (レディースステレホン)	0776-29-2110 0120-292-170

または、近くの警察署へ。

その他、大学内に、レディースガードリーダーを配置しています。相談に行きにくいときは、リーダーを通じて相談を行うこともできます。

また、「ハラスメント等に関する専門の相談員」に相談するのも有効です。

相談員は、警察への通報・相談の際にも、あなたをサポートしてくれます。

※ストーカー被害の相談は

「19 ハラスメント」も参照してください。